

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第17号

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自然環境保全条例施行規則（昭和49年新潟県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ツ) (略)</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)・(ナ) (略)</p> <p>(ニ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ヌ)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(特例適用団体)</p> <p><b>第16条</b> 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>(8)及び(9) (略)</p> <p>(10) <u>独立行政法人森林総合研究所</u></p> <p>(11) <u>独立行政法人水資源機構</u></p> <p>(12) <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u></p> <p>(13) <u>独立行政法人環境再生保全機構</u></p> <p>(14) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u></p> <p>(15) <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u></p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ツ) (略)</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)・(ナ) (略)</p> <p>(ニ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第14号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ヌ)～(ム) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(特例適用団体)</p> <p><b>第16条</b> 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新潟県土地開発公社</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>都市基盤整備公団</u></p> <p>(8)及び(9) (略)</p> <p>(10) <u>緑資源公団</u></p> <p>(11) <u>水資源開発公団</u></p> <p>(12) <u>日本鉄道建設公団</u></p> <p>(13) <u>環境事業団</u></p> <p>(14) <u>中小企業総合事業団</u></p> <p>(15) <u>雇用促進事業団</u></p> <p>(16) <u>地域振興整備公団</u></p>

<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p><b>第19条</b> 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>チ～ネ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(17) <u>年金福祉事業団</u></p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p><b>第19条</b> 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～セ (略)</p> <p>ソ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>チ～ネ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(10) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正並びに第19条の改正(同条第9号の改正を除く。)は、公布の日から施行する。